

別紙

公開概要書

受付日	令和5年10月2日	回答日	令和5年10月19日	担当課	農林水産課 環境衛生課
意見等の内容	<p>久城東団地に住んでいる。</p> <p>ここ数日国営圃場からの堆肥の悪臭で困っている。風向きにより洗濯物を干すことも躊躇し、窓も開けられないが続いている。</p> <p>数年前に同じ苦情を近所の方が提言されており、その際の調査の結果と改善指導の結果を合わせてご回答ください。</p> <p>調査と改善をお願いします。</p>				
回答の内容	<p>益田市の悪臭に関する取扱いについては「悪臭防止法」に基づき「悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準」を定めており、ご指摘いただいた圃場については、規制区域外のため、原因者に改善勧告及び改善命令を行うことができません。</p> <p>また、畜産農家の家畜排せつ物の取り扱いについては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下：家畜排せつ物法）」において管理基準が定められており、益田市内の畜産農家については、管理基準を遵守されているものと認識しています。仮に家畜排せつ物法に抵触する事案があれば、指導・助言の実施主体である島根県により、法律に基づいた適切な対応が行われるものと考えております。</p> <p>数年前にご意見をいただいた件については、法律に抵触しないため、法律に基づいた指導等が行えない状況でありましたが、担当者が現地確認を行い、原因と思われる畜産農家に対しまして圃場への堆肥の早急なすき込みなど、周辺環境への配慮を含め、適切な処理をお願いいたしました。今回も同様の対応を行っているところです。今後も、市民の皆様より情報提供をいただいた際には、現地確認を行い、適切に対応して参ります。</p>				